

那覇市公報

第 1 8 7 7 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 令和7年（2025年）1月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）………… 1423
- 令和7年（2025年）1月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について
（総務課）………… 1423
- 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定の取消しについて
（建築指導課）………… 1424
- 令和6年度那覇市一般会計補正予算（第7号）（財政課）………… 1425
- 那覇市^{かなぐしくむらやー}首里金城村屋の指定管理者の指定について（都市計画課）………… 1427

◇ 公 告 ◇

- 那覇広域都市計画公園事業の施行について（公園建設課）………… 1428
- 那覇広域都市計画公園事業の施行について（公園建設課）………… 1429
- 那覇広域都市計画公園事業の施行について（公園建設課）………… 1430
- 令和7年度那覇市介護用品支給事業納入事業者募集について（ちゃーがんじゅう
課）………… 1431
- 福祉施設等との随意契約の公表（商工農水課）………… 1434

◇ 議 会 訓 令 ◇

- 那覇市議会事務局職員の名札及び職員証に関する規程………… 1435

◇消防局訓令◇

○消防法令適合通知書事務取扱要綱の一部を改正する訓令…………… 1437

◇消防局告示◇

○消防法令違反に対する措置命令について（消防用設備等の設置命令） …… 1475

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて…………… 1476

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 1476

○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて…………… 1477

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について…………… 1477

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について…………… 1478

◇教育委員会教育長訓令◇

○那覇市教育委員会職員の名札の制式及び貸与に関する規程を廃止する訓令
…………… 1479

◇選挙管理委員会訓令◇

○那覇市選挙管理委員会職員の名札及び職員証に関する規程…………… 1480

◇選挙管理委員会告示◇

○選挙人名簿の閲覧状況について…………… 1482

告 示

那覇市告示第 426 号

令和 7 年 1 月 8 日

掲 示 済

令和 7 年（2025 年）1 月那覇市議会臨時会の招集について

令和 7 年（2025 年）1 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 知念 覚

- 1 招 集 の 日 令和 7 年 1 月 20 日（月）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
（1）令和 6 年度那覇市一般会計補正予算（第 7 号）
（2）議決内容の一部変更について

那覇市告示第 437 号

令和 7 年 1 月 14 日

掲 示 済

令和 7 年（2025 年）1 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示
について

令和 7 年（2025 年）1 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 知念 覚

付議事件名

- （1）在沖米海兵隊員による凶悪な蛮行・性的暴行事件等に関する意見書
- （2）在沖米海兵隊員による凶悪な蛮行・性的暴行事件等に関する抗議決議

那覇市告示第 440 号
令和 7 年 1 月 14 日
掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定の取消しについて

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定を取り消したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 知念 寛

- 1 取り消す指定道路の種類：建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 指定取消しの年月日：令和 7 年 1 月 14 日
- 3 取り消す指定道路の位置：那覇市字真地 218 番 3 の一部、218 番 6 の一部、
218 番 7 の一部、216 番 14 の一部
- 4 取り消す指定道路の幅員：4.00m
- 5 取り消す指定道路の延長：20.51m

那覇市告示第 480 号

令和 7 年 2 月 3 日

令和 7 年(2025 年) 1 月那覇市議会臨時会で議決された令和 6 年度那覇市一般会計補正予算(第 7 号)の要領は次のとおりである。

令和 6 年度那覇市一般会計補正予算(第 7 号)

令和 6 年度那覇市の一般会計の補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,671,260 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 184,088,210 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

那覇市長 知念 覚

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		52,409,639	1,651,549	54,061,188
	2 国庫補助金	10,890,376	1,651,549	12,541,925
20 繰越金		3,500,955	19,711	3,520,666
	1 繰越金	3,500,955	19,711	3,520,666
歳 入 合 計		182,416,950	1,671,260	184,088,210

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		98,884,241	1,671,260	100,555,501
	1 社会福祉費	38,584,475	1,651,549	40,236,024

	2 児童福祉費	33,956,460	19,711	33,976,171
歳 出 合 計		182,416,950	1,671,260	184,088,210

第2表 繰越明許費補正

追 加

（単位：千円）

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費			1,651,549
	1 社会福祉費		1,651,549
		令和6年度物価高騰対応支援給付金	1,651,549
合 計			1,651,549

那覇市告示第 481 号
令和 7 年 2 月 3 日那覇市^{かなぐしくむらやー}首里金城村屋の指定管理者の指定について

那覇市首里金城村屋の管理・運営を行わせる指定管理者を那覇市首里金城村屋条例第 13 条第 1 項の規定に基づき指定したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 知念 寛

1 管理を行わせる公の施設

名 称：那覇市^{かなぐしくむらやー}首里金城村屋

所在地：那覇市首里金城町 2 丁目 7 番地

2 指定管理者となる団体

名 称：首里金城町自治会

所在地：那覇市首里金城町 3 丁目 41 番地

代表者：首里金城町自治会 会長 佐久川 馨

3 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

公 告

那覇市公告第 747 号

令和 7 年 1 月 10 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画公園事業
 - （2）名称 3・3・那 1 号 城岳公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
 - （1）収用の部分 変更なし
 - （2）使用の部分 変更なし
5. 事業施行期間
昭和 56 年 4 月 27 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 都市みらい部 公園建設課
（那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号、本庁舎 9 階）

那覇市公告第 748 号
令和 7 年 1 月 10 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 寛

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画公園事業
 - （2）名称 2・2・那 35 号 羽佐間公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
 - （1）収用の部分 変更なし
 - （2）使用の部分 変更なし
5. 事業施行期間
平成 19 年 6 月 15 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 都市みらい部 公園建設課
（那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号、本庁舎 9 階）

那覇市公告第 749 号
令和 7 年 1 月 10 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 寛

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画公園事業
 - （2）名称 2・2・那 33 号 十貫瀬公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
 - （1）収用の部分 変更なし
 - （2）使用の部分 変更なし
5. 事業施行期間
平成 26 年 4 月 22 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 都市みらい部 公園建設課
（那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号、本庁舎 9 階）

那覇市公告第 758 号
令和 7 年 1 月 17 日
掲 示 済

令和 7 年度那覇市介護用品支給事業納入事業者募集について

那覇市長 知念 覚

那覇市では、自宅で常時紙おむつを利用している高齢者(介護度 4 と 5 の方)を介護している家族で諸要件に該当する方に対し、介護用品(紙おむつ、尿取りパット等)をお届けし、経済的負担を軽減する事業を実施しています。この事業を実施する納入事業者を次のとおり募集します。

※現在、契約している事業者も下記の手続きが必要です。

記

1 事業名 那覇市介護用品支給事業

2 登録資格要件

納入事業者は次の条件のすべてを満たす者としします。

- (1) 那覇市内で介護用品販売のための本支店又は営業所を営む者
(薬局、スーパー等を営む皆さんも登録できます。)
- (2) 介護用品を市内全域の指定された世帯に定期的に配達できる者
- (3) 利用者からの求めに応じ、介護用品の着用等について説明できる者
- (4) 市税、法人税及び消費税を完納している者

3 提出書類 (提出期限前2ヶ月以内に発行されたもの)

- (1) 那覇市介護用品納入事業者登録申請書 (様式あり)
- (2) 介護用品価格表 (様式あり)
- (3) 令和 6 年度市税納税 (完納) 証明書<原本> 市民税課で交付
- (4) 令和 6 年度法人税・消費税納税 (完納) 証明書<原本> 税務署で交付
- (5) 営業許可書又は認可書 (コピー可)
- (6) 商品のパンフレット (57 部)

※パンフレットには価格表の商品と対応できるように番号を付けてください。

※パンフレットについては、登録する商品の掲載されたページのみを両面コピーの上、
番号を記載し 57 部提出いただくようお願いいたします。

4 提出期間 令和 7 年 2 月 3 日(月)～令和 7 年 2 月 21 日(金)

※登録資格要件・提出書類を審査の上、登録の可否については、令和 7 年
3 月 25 日(火)までに決定通知によりお知らせいたします。

5 提出・お問い合わせ先

那覇市役所 チャーがんじゅう課 在宅福祉グループ 佐伯

電話 098-862-9010 (内線 2430)

メールアドレス naha_h_tya-gan001@city.naha.lg.jp

那覇市介護用品納入事業者登録申請書

那覇市介護用品支給事業の納入業者として申請いたします。

那覇市長 宛

令和 7 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

TEL

E-mail

(担当者氏名)

添付書類（※提出した書類にレ点をつけてください）

- ☐ 介護用品価格表 〈メールでもご提出ください〉
- ☐ 令和 6 年度市税納税（完納）証明書〈原本〉
- ☐ 令和 6 年度法人税・消費税納税（完納）証明書〈原本〉
- ☐ 営業許可証又は認可証〈コピー可〉
- ☐ 商品のパンフレット（57 部）

※パンフレットについては、登録する商品の掲載されたページのみを両面コピーの上、57 部提出いただくようお願いいたします。

介護用品価格表

業者名
住所
電話番号

※価格表は、2/21（金）17時15分までに書面とメールにて提出して下さい。

※番号はパンフレットに記入し、対応出来るようにして下さい。

※介護用品（紙おむつ、尿取りパット）の価格は、配達料・消費税込みで提示してください。

メーカー	商品名	サイズ	番号	1袋入数	1ケース 入数	1袋あたりの 単価（税込）
	尿 パ ッ ト					
	シ ー ト					
	タ テ ー プ プ					
	は く パ ン ツ					
	尿 パ ッ ト					
	シ ー ト					
	タ テ ー プ プ					
	は く パ ン ツ					
	尿 パ ッ ト					
	シ ー ト					
	タ テ ー プ プ					
	は く パ ン ツ					

那覇市公告第 762 号

令和 7 年 1 月 20 日

掲 示 済

福祉施設等との随意契約の公表

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により、身体障害者福祉法等に規定される更生施設等において製作された物品を買入れし、又は当該施設等若しくはシルバー人材センター等から役務の提供を受ける手続について、那覇市契約規則第 21 条第 1 項の規定により次のとおり公表します。

那覇市長 知念 寛

1 契約を締結する前

契 約 件 名	令和 6 年度市民農園及び駐車場の除草業務委託について
業 務 内 容	市民農園内及び農園駐車場の草刈り及び清掃業務 (1) 草刈り等の実施 (2) 草刈り等終了後の現場及びその周辺の片づけ清掃 (3) 草刈り等により切り取られたものの処分 ※ 現在使用している草置き場の枯草の移動を含む
業務場所又は納入場所	市民農園（那覇市首里鳥堀町 4 丁目 137 番 1）及び駐車場
履行期間又は納入期限	契約日～ 令和 7 年 3 月 25 日、期間内 1 回
契約相手方の決定方法 及び選定基準	次の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低いものと契約する。 1. 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。 2. 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3. 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 4. 本市と契約実績がありかつ当該履行状況が良好であること。
契約締結予定月	令和 7 年 3 月
申請方法	直接、見積書を契約担当課へ提出すること。
申請期限	令和 7 年 3 月 3 日（月）午後 5 時まで
契約担当課	経済観光部 商工農水課 農水グループ 電話：(098) 951-3209

議 会 訓 令

那覇市議会訓令第1号

令和6年12月20日

公 表 済

那覇市議会事務局職員の名札及び職員証に関する規程を次のように定める。

那覇市議会議長 野 原 嘉 孝

那覇市議会事務局職員の名札及び職員証に関する規程

那覇市議会事務局職員名札の制式及び貸与に関する規程(1966年那覇市議会訓令第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、那覇市議会事務局処務規程(平成21年那覇市議会訓令第2号)第11条第2項の規定によりその例によることとされる那覇市職員服務規程(昭和47年那覇市訓令第16号)第25条の規定に基づき、同規程第2条の3の名札及び同規程第2条の4の職員証に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「職員」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第3項の事務局長、書記その他の職員をいう。

(名札)

第3条 職員となった者には、名札を交付する。

2 職員は、名札に損傷があったとき又は名札を紛失したときは、速やかに、名札の再交付を受けなければならない。

(職員証)

第4条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項の会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。)となった者には、職員証を貸与する。

2 職員は、職員証に損傷があったとき又は職員証を紛失したときは、速やかに、職員証損傷・紛失届により届け出て、改めて職員証の貸与を受けなければならない。

3 前項の規定による貸与を受ける職員は、当該貸与に係る費用を負担しなければならない。ただし、議長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

4 職員証は、職員でなくなったときは、速やかに、これを返還しなければならない。

(様式)

第5条 名札、職員証及び職員証損傷・紛失届の様式は、別に定める。

(取り扱い)

第6条 名札及び職員証の取り扱いに関しては、庶務課において行うものとする。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

消防局訓令

那覇市消防局訓令第 1 号
令和 7 年 1 月 17 日
公 表 済

消防法令適合通知書事務取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 上原 立也

那覇市消防法令適合通知書等事務処理要綱の一部を改正する要綱

那覇市消防法令適合通知書等事務処理要綱(令和2年1月27日消防局長決裁)の一部を次のように改める。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この要綱は、「旅館、ホテルに係る防火安全について」(昭和56年1月24日付け消防予第21号)により示された「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」および「住宅宿泊事業の届出に伴う消防法令適合通知書の交付について」(平成29年12月26日付け消防予第389号)において関係行政機関が所管法令に基づいて行う許可、登録、指定、届出等(以下「許可等」という。)を行う場合に添付される消防法令に適合している旨の通知書(以下「通知書」という。)の交付、旅行関係者又は個人からの照会に対する対応等に係る事務処理について必要な事項を定めるものとする。 (申請等) 第2条 次の各号に掲げる許可等に必要<u>な</u>通知書の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、<u>次項に掲げる区分に定める消防法令適合通知書交付申請書</u>(以下「申請書」という。)及び第4項に定める添付書類を添えて消防局長又は消防署長(以下「局長等」という。)に2部提出しなければならない。 (1) <u>旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可</u> (2) <u>旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の規定による施設又は設備の変更届出</u> (3) <u>国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項の規定による登録</u> (4) <u>国際観光ホテル整備法(昭和24年法</u>	(趣旨) 第1条 この要綱は、「旅館、ホテルに係る防火安全について」(昭和56年1月24日付け消防予第21号)により示された「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」及び「住宅宿泊事業の届出に伴う消防法令適合通知書の交付について」(平成29年12月26日付け消防予第389号)において関係行政機関が所管法令に基づいて行う許可、登録、指定、届出等(以下「許可等」という。)を行う場合に添付を求め<u>る</u>消防法令に適合している<u>かどうかを判定した</u>通知書(以下「通知書」という。)の交付、旅行関係者又は個人からの照会に対する対応、<u>並びに社会福祉施設及びその他の事業所(以下「社会福祉施設等」という。)からの通知書の交付申請及びその取扱いに係る事務処理について必要な事項を定めるものとする。</u> (申請等) 第2条 通知書の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、申請等区分表(以下「別表1」という。)の左欄の各項に掲げる通知書の交付申請が必要とされる許可等の区分に応じた申請書(以下「申請書」という。)を消防局長又は消防署長(以下「局長等」という。)に提出するものとする。

律第279号)第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条の規定による営業許可

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第80条に基づく那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第42号)第8条、那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)第9条及び那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)第73条に規定する施設の登録

(8) 介護保険法(平成9年法律第123号)第88条第2項に基づく那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第54号)第31条に規定する施設の登録

(9) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の規定による届出

(10) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第4項の規定による届出

2 前項の交付申請に係る申請書は、次の各号に掲げる区分に定める申請書による。

(1) 前項第1号から第6号までの交付申請(第1号様式)

(2) 前項第7号から第8号までの交付申請(第2号様式)

(3) 前項第9号及び第10号の交付申請(第3号様式)

3 申請者は、防火対象物及び届出住宅(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項に基づく届出により、住宅宿泊事業を営み、又は営む予定の住宅をいう。以下同じ。)又はその部分(以下「防火対象物等」という。)の管理について権原を有するものとする。 4 申請者は、申請書に次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、<u>一定期間内に既に局長等に報告済みであり、消防機関において確認が可能なものについては添付を省略することができるものとする。</u> (1) <u>許可、登録、指定、又は変更の届出に係る申請書の写し</u> (2) <u>(1)の届出部分の建築図面の写し</u> (3) <u>その他申請の審査に必要な資料</u> 5 <u>局長等は、申請書が提出された場合において、次の各号に掲げる内容を確認し、不備がないと認めるときは、これを受理するとともに別記1に定める消防法令適合(不適合)通知書交付申請処理簿(以下「処理簿」という。)に必要事項を記載し、受付印(那覇市消防同意等事務処理規程(令和2年4月1日消防訓令第6号)別表分類(1)に規定する受付印をいう。)を押印して処理するものとする。</u>	2 申請者は、防火対象物及び届出住宅(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項に基づく届出により、住宅宿泊事業を営み、又は営む予定の住宅をいう。以下同じ。)又はその部分(以下「防火対象物等」という。)の管理について権原を有するものとする。 3 申請者は、申請書に次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、<u>申請日から3ヶ月以内に再申請を行う場合においては、当該添付資料を省略することができるものとする。</u> (1) <u>申請に係る防火対象物等の建築図面の写し</u> (2) <u>消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第8条及び同法第36条に規定する各届出に該当する場合において、当該届出がなされた事がわかる旨の写し</u> (3) <u>社会福祉施設等の申請に限り、那覇市消防同意等事務処理規程第11条に規定する福祉施設等設置計画(変更)書(第4号様式)</u> (4) <u>申請に係る防火対象物の消防用設備等検査済証の写し又は消防用設備等点検結果報告書の写し</u> (5) <u>消防法施行令第1条の2に規定する収容人員の算定表(防火対象物の各階ごとに従業員及び利用者数等を算定したもの。)</u> (6) <u>その他申請の審査に必要な資料</u> 4 <u>局長等は、別表1の各欄に掲げる申請があったときは、消防法令適合(不適合)通知書交付申請処理簿(以下「処理簿」(第1号様式)という。)に必要事項を記載し、当該申請書に申請された事を明らかにする措置を講ずるものとする。</u>
---	---

(1) 申請書の記載事項

(2) 申請者の署名

(3) 前項に該当する書類の添付及び既に局長等に報告済みである書類

6 第4条の規定により、通知書を交付するときは、前項各号に掲げる区分に定める処理簿にその旨を記載するとともに、第1項に規定する申請書及び添付書類の副本を返付するものとする。

(審査等)

第3条 局長等は、申請のあった防火対象物等の消防法令適合状況を審査するときは、次の各号に掲げる区分に定める消防法令適合判定書(以下「判定書」という。)の審査基準について、書類審査及び那覇市火災予防査察規程(平成31年3月29日消防局訓令第6号)第6条第3号に定める特別査察により、立入検査を実施し、適否の判定を行わなければならない。ただし、特に立入検査の必要がないと認められるときは、立入検査を省略することができる。申請のあった日から起算して3か月以内に行った立入検査において、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)又は法に基づく命令若しくは那覇市火災予防条例(昭和47年条例第18号。以下「条例」という。)の遵守の状況が優良なものと認められるときは、立入検査を省略することができる。

(1) 前条第1項第1号から第8号までの交付申請(別記3)

(2) 前条第1項第9号及び第10号の交付申請(別記4)

(審査等)

第3条 局長等は、申請のあった防火対象物等の消防法令適合状況を審査するときは、別表1の申請書区分に応じた右欄の判定様式各項に掲げる判定書(以下「判定書」という。)の審査基準に基づいて、書類審査及び那覇市火災予防査察規程(平成31年3月29日消防局訓令第6号)第6条第2号に規定する立入検査を実施し、適否の判定を行わなければならない。

2 申請の日から起算して6ヶ月以内に行った立入検査において、法、那覇市火災予防条例(昭和47年5月4日条例第18号)、那覇市火災予防査察規程(平成31年3月29日消防局訓令第6号)及び那覇市火災予防違反処理規程(令和元年8月1日消防局訓令第9号)に基づく法令等の遵守が優良なもの

2 局長等は、那覇市防火基準適合表示要綱（平成26年4月1日那消予。以下「表示要綱」という。）に定める表示マーク等が交付されているホテル・旅館等の関係者から当該申請が<u>あった場合は、表示マークの有効期間中に限り、立入検査を省略することができるものとする。</u> 3 [略] （通知書の交付） 第4条 局長等は、前条に定める判定の結果に<u>応じて、次の各号に掲げる通知書を申請者に交付するものとする。</u> (1) <u>第2条第1項第1号から第6号までの交付申請の判定結果が消防法令に適合しているときは、消防法令適合通知書（第4号様式）による。</u> (2) <u>第2条第1項第7号及び第8号の交付申請の判定結果が消防法令に適合しているときは、消防法令適合通知書（第5号様式）による。</u> (3) <u>第2条第1項第9号及び第10号の交付申請の判定結果が消防法令に適合しているときは、消防法令適合通知書（第6号様式）による。</u> (4) <u>消防法令に適合していないときは、消防法令不適合通知書（第7号様式）による。</u>	<u>として判定書の審査基準（立入検査において確認する部分に限る。）に適合していると認められるときは、立入検査を省略することができる。</u> 3 局長等は、那覇市防火基準適合表示要綱（平成26年4月1日消防長決裁。以下「表示要綱」という。）に定める表示マーク等が交付されているホテル・旅館等の関係者から申請が<u>あったときは、当該表示基準適合通知書に記載されている表示有効期間内に限り、消防法令に適合しているものとして取り扱うことができるものとする。</u> 4 [略] （通知書の交付） 第4条 局長等は、前条に定める判定の結果が<u>消防法令に適合していると認めるときは、別表1の右欄交付様式の項に掲げる通知書を申請者に交付するものとする。</u> 2 <u>局長等は、第2条に規定する申請について、交付申請の判定結果が消防法令に適合していないときは、消防法令不適合通知書（第10号様式）を交付するものとする。</u> 3 <u>局長等は、前2項に規定する通知書の交付を行うときは、処理簿に必要事項を記載しなければならない。</u>
---	---

(適用除外)

第5条 那覇市防火基準適合表示要綱(平成26年4月1日那消予。以下「表示要綱」という。)第4条に定める表示マークが交付されている防火対象物等の申請者が行う申請にあつては、第2条第4項及び第5項第3号、第3条並びに前条第1項第3号の規定は、適用しないものとする。

(照会及び回答)

第6条 局長等は、旅館、ホテルにおける防火安全に関することについて、旅行関係者から、旅館・ホテルの消防法令等適合状況に関する照会書(第8号様式)(これに準じた照会書含む。)により照会があったときは、表示要綱第4条に基づき交付される表示マークの交付状況等について、旅行関係者からの照会に対する回答書(第9号様式)により通知するものとする。

2 局長等は、住宅宿泊事業における届出住宅の防火安全に関することについて、旅行関係者又は個人から、届出住宅の消防法令等適合状況に関する照会書(第10号様式)(これに準じた照会書を含む。)により照会があったときは、消防用設備等の点検結果の報告状況等について、旅行関係者又は個人からの照会に対する回答書(第11号様式)により通知するものとする。

(関係行政機関との連絡協調)

第7条 [略]

2 消防法令適合通知書の交付に際し、旅館、ホテル又は届出住宅の許可等を担当する部局との調整等により、通知によらず、他の方法によることができる場合には、当該方法によることができるものとする。

第5条 削除

(照会及び回答)

第6条 局長等は、旅行関係者から旅館・ホテルの消防法令等適合状況に関する照会書(第11号様式)(これに準じた照会書含む。)により照会があったときは、表示要綱第4条に基づき交付される表示マークの交付状況等について、旅行関係者からの照会に対する回答書(第12号様式)により通知するものとする。

2 局長等は、旅行関係者又は個人から、届出住宅の消防法令等適合状況に関する照会書(第13号様式)(これに準じた照会書を含む。)により照会があったときは、消防用設備等の点検結果の報告状況等について、旅行関係者又は個人からの照会に対する回答書(第14号様式)により通知するものとする。

(関係行政機関との連絡協調)

第7条 [略]

(電子申請等)

第8条 この要綱の規定による申請又は通知は、那覇市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成16年12月27日条例38号)に規定される方法により行

別記1 [別記] 別記2 [別記] 別記3 [別記] 別記4 [別記] 第1号様式 [別記] 第2号様式 [別記] 第3号様式 [別記] 第4号様式 [別記] 第5号様式 [別記] 第6号様式 [別記] 第7号様式 [別記] 第8号様式 [別記] 第9号様式 [別記] 第10号様式 [別記] 第11号様式 [別記]	<u>うことができるものとする。</u> 別表1 [別記] 様式1 [別記] 様式2 [別記] 様式3 [別記] 第4号様式 [別記] 第5号様式 [別記] 第6号様式 [別記] 第7号様式 [別記] 第8号様式 [別記] 第9号様式 [別記] 第10号様式 [別記] 第11号様式 [別記] 第12号様式 [別記] 第13号様式 [別記] 第14号様式 [別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分が無い場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。 4 改正部分に対応する改正後部分が無い場合には、当該改正部分を削る。 5 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。 6 改正表及びこれに対応する改正後表に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。 7 表の改正規定において改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 8 改正表に対応する改正後表が無い場合には、当該改正表を削る。 9 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

付 則

この要綱は、令和7年1月17日から施行する。

別表1(第2条、第3条、第4条関係)

申請等区分表

申請書区分	申請様式	判定様式	交付様式
旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可	第4号様式 「消防法令 適合通知書 交付申請書 (営業施設 用)」	第2号様式 「消防法令 適合判定書 (営業施設・社会福祉施設 用)」	第7号様式 「消防法令 適合通知書 (営業施設 用)」
旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の規定による施設又は設備の変更届出			
国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項の規定による登録			
国際観光ホテル整備法第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出			
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条の規定による営業許可			
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出			
興行場法(昭和23年法律第137号)第2条の規定による営業許可			
公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の規定による営業許可			
公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)第4条の規定による構造設備の変更の届出	第5号様式 「消防法令 適合通知書 交付申請書 (社会福祉 施設用)」		第8号様式 「消防法令 適合通知書 (社会福祉 施設用)」
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和5年条例第49号)、那覇市障害福祉サービス等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(令和5年条例第46号)及び那覇市障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和5年条例第47号)に規定する施設の許可等			
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する施設の登録			
児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(令和5年条例第58号)に基づく施設の登録等			
社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する施設の届出等			
老人福祉法(昭和38年法律第33号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する施設の届出等			
住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の規定による届出			
住宅宿泊事業法第3条第4項の規定による変更の届出	第6号様式 「消防法令 適合通知書 交付申請書 (住宅宿泊 事業用)」	第3号様式 「消防法令 適合判定書 (住宅宿泊 事業用)」	第9号様式 「消防法令 適合通知書 (住宅宿泊 事業用)」

改正前 別記1(第2条関係)

消防法令適合(不適合)通知書交付申請処理簿

受付 番号	受付 年月日 年 月 日	所 在 地 対象物等名称	申請者氏名	申請 理由区分 号	申請 建物区分 ☐ 全体 ☐ 部分	交付 番号	交付 年月日 年 月 日	適合別 ☐ 適合 ☐ 不適合	備考
	年 月 日			号	☐ 全体 ☐ 部分		年 月 日	☐ 適合 ☐ 不適合	
	年 月 日			号	☐ 全体 ☐ 部分		年 月 日	☐ 適合 ☐ 不適合	
	年 月 日			号	☐ 全体 ☐ 部分		年 月 日	☐ 適合 ☐ 不適合	
	年 月 日			号	☐ 全体 ☐ 部分		年 月 日	☐ 適合 ☐ 不適合	
	年 月 日			号	☐ 全体 ☐ 部分		年 月 日	☐ 適合 ☐ 不適合	
	年 月 日			号	☐ 全体 ☐ 部分		年 月 日	☐ 適合 ☐ 不適合	
	年 月 日			号	☐ 全体 ☐ 部分		年 月 日	☐ 適合 ☐ 不適合	

備考 1 申請理由区分は、第2条第1項各号の別を、申請建物区分は、該当の□印にレを記入すること。

2 適合別は、該当の□印にレを記入すること。

改正後 第1号様式(第2条、第4条関係)

消防法令適合(不適合)通知書交付申請処理簿・交付簿

交付 番号 年月日	受付 番号 年月日	所 在 地 対象物等名称	申請者氏名	申請理由区分	申請建物区分	適合別	進捗表/OA入力		受取日付 サイン
							担当		
					☐ 全体 ☐ 部分	☐ 適合 ☐ 不適合	/		
					☐ 全体 ☐ 部分	☐ 適合 ☐ 不適合	/		
					☐ 全体 ☐ 部分	☐ 適合 ☐ 不適合	/		
					☐ 全体 ☐ 部分	☐ 適合 ☐ 不適合	/		
					☐ 全体 ☐ 部分	☐ 適合 ☐ 不適合	/		
					☐ 全体 ☐ 部分	☐ 適合 ☐ 不適合	/		
					☐ 全体 ☐ 部分	☐ 適合 ☐ 不適合	/		
					☐ 全体 ☐ 部分	☐ 適合 ☐ 不適合	/		
					☐ 全体 ☐ 部分	☐ 適合 ☐ 不適合	/		
					☐ 全体 ☐ 部分	☐ 適合 ☐ 不適合	/		
					☐ 全体 ☐ 部分	☐ 適合 ☐ 不適合	/		

備考 1 申請理由区分は、第2条第1項各号の別を、申請建物区分は、該当の□印にレを記入すること。

2 適合別は、該当の□印にレを記入すること。

改正前 別記2(第3条関係)

消防法令適合判定書

防火対象物名称		(ホテル・旅館名)			
審査年月日	年 月 日	審査員 職・氏名			
審査基準		該当の有無		判定	
1 防火管理等	(1) 防火対象物の点検及び報告	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
	(2) 防火管理者等の届出	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
	(3) 自衛消防組織の届出	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
	(4) 防火管理に係る消防計画の実施	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
	(5) 統括防火管理者等の届出	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
	(6) 防火・避難施設等の維持管理	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
	(7) 防災対象物品の使用	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
	(8) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
	(9) 火気使用設備・器具	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
	(10) 少量危険物・指定可燃物	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
	(11) 避難経路図の掲示	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
	(12) (1)から(11)に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める基準を満たしていること。	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
2 防災管理等	(1) 防災管理対象物の点検及び報告	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
	(2) 防災管理者等の届出	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
	(3) 防災管理に係る消防計画の実施	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
	(4) 統括防災管理者等の届出	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
3 消防用設備等	(1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持等	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
	(2) 消防用設備等の点検報告	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐

備考 消防法(「法」という。)

改正後 第2号様式(第3条関係)

消防法令適合判定書(営業施設・社会福祉施設用)

防火対象物名称		事業所名称	
審査年月日	年 月 日	審査員 職・氏名	
審査基準		該当の有無	判定
1 防火管理等	(1) 防火対象物の点検及び報告	有 ☐ 無 ☐	適 ☐ 否 ☐
	(2) 防火管理者等の届出	有 ☐ 無 ☐	適 ☐ 否 ☐
	(3) 自衛消防組織の届出	有 ☐ 無 ☐	適 ☐ 否 ☐
	(4) 防火管理に係る消防計画の実施	有 ☐ 無 ☐	適 ☐ 否 ☐
	(5) 統括防火管理者等の届出	有 ☐ 無 ☐	適 ☐ 否 ☐
	(6) 防火・避難施設等の維持管理	有 ☐ 無 ☐	適 ☐ 否 ☐
	(7) 防災対象物品の使用	有 ☐ 無 ☐	適 ☐ 否 ☐
	(8) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	有 ☐ 無 ☐	適 ☐ 否 ☐
	(9) 火気使用設備・器具の届出	有 ☐ 無 ☐	適 ☐ 否 ☐
	(10) 少量危険物・指定可燃物の届出	有 ☐ 無 ☐	適 ☐ 否 ☐
	(11) 避難経路図の掲示	有 ☐ 無 ☐	適 ☐ 否 ☐
	(12) (1)から(11)に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める基準を満たしていること。	有 ☐ 無 ☐	適 ☐ 否 ☐
2 防災管理等	(1) 防災管理対象物の点検及び報告	有 ☐ 無 ☐	適 ☐ 否 ☐
	(2) 防災管理者等の届出	有 ☐ 無 ☐	適 ☐ 否 ☐
	(3) 防災管理に係る消防計画の実施	有 ☐ 無 ☐	適 ☐ 否 ☐
	(4) 統括防災管理者等の届出	有 ☐ 無 ☐	適 ☐ 否 ☐
3 消防用設備等	(1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持等	有 ☐ 無 ☐	適 ☐ 否 ☐
	(2) 消防用設備等の点検報告	有 ☐ 無 ☐	適 ☐ 否 ☐

備考 消防法(「法」という。

改正前 別記3(第3条関係)

消防法令適合判定書

届出住宅名称	(防火対象物名称)				
審査年月日	年 月 日	審査員 職・氏名			
審査基準		該当の有無		判定	
(1) 防火・避難施設等の管理	法第8条の2の4、条例第6章関係	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
(2) 防災対象物品の使用	法第8条の3関係	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
(3) 火気使用設備・器具の位置、構造及び管理等	法第9条、条例第3章関係	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
(4) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出	法第9条の3、危険物の規制に関する政令第1条の10関係	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
(5) 少量危険物・指定可燃物の貯蔵及び取扱い等	法第9条の4、条例第4章関係	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
(6) 消防用設備等の設置及び維持等	法第17条、条例第3章の2、第5章関係	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
(7) 避難経路図の掲示及び携帯用電灯の常備	消防関係法令適用外(住宅宿泊事業法第6条関係)	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐
(8) (1)から(7)に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市長が定める基準を満たしていること。		有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐

備考 消防法(「法」という。)、那覇市火災予防条例(「条例」という。)

※ 住宅宿泊事業開始に伴う留意事項

確認項目			該当の有無	
防火管理体制	(1) 防火管理者の選任、消防計画、消火訓練等(法第8条関係)	防火管理者の選任等に係る、他の所有者との協議について	有 ☐	無 ☐
	(2) 統括防火管理者の選任、消防計画、消火訓練等(法第8条の2関係)	統括防火管理者の選任等に係る、他の所有者との協議について	有 ☐	無 ☐
	(3) 防火対象物点検及び報告(法第8条の2の2関係)	防火対象物点検及び報告に係る、他の所有者との協議について	有 ☐	無 ☐
	(4) 自衛消防組織の届出等(法第8条の2の5関係)	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物における自衛消防組織に係る他の所有者との協議について	有 ☐	無 ☐
防災管理体制	(1) 防災管理者の選任、消防計画、消火訓練等(法第36条関係)	防災管理者の選任等に係る、他の所有者との協議について	有 ☐	無 ☐
	(2) 統括防災管理者の選任、消防計画、消火訓練等(法第36条関係)	統括防災管理者の選任等に係る、他の所有者との協議について	有 ☐	無 ☐
	(3) 防災管理点検及び報告(法第36条関係)	防災管理点検及び報告に係る、他の所有者との協議について	有 ☐	無 ☐
消防用設備等	消防用設備等の点検及び報告(法第17条の3の3)	消防用設備等の点検及び報告について	有 ☐	無 ☐

改正後 第3号様式(第3条関係)

消防法令適合判定書(住宅宿泊事業用)

届出住宅名称		(防火対象物名称)				
審査年月日	年 月 日	審査員 職・氏名				
審査基準			該当の有無		判定	
(1) 防火・避難施設等の管理	法第8条の2の4、条例第6章関係	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐	
(2) 防災対象物品の使用	法第8条の3関係	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐	
(3) 火気使用設備・器具の位置、構造及び管理等	法第9条、条例第3章関係	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐	
(4) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出	法第9条の3、危険物の規制に関する政令第1条の10関係	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐	
(5) 少量危険物・指定可燃物の貯蔵及び取扱い等	法第9条の4、条例第4章関係	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐	
(6) 消防用設備等の設置及び維持等	法第17条、条例第3章の2、第5章関係	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐	
(7) 避難経路図の掲示及び携帯用非常照明器具の常備	消防関係法令適用外(住宅宿泊事業法第6条関係)	有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐	
(8) (1)から(7)に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市長が定める基準を満たしていること。		有 ☐	無 ☐	適 ☐	否 ☐	

備考 消防法(「法」という。)、那覇市火災予防条例(「条例」という。)

※ 住宅宿泊事業開始に伴う留意事項

確認項目			該当の有無	
防火管理体制	(1) 防火管理者の選任、消防計画、消火訓練等(法第8条関係)の届出	防火管理者の選任等に係る、他の所有者との協議について	有 ☐	無 ☐
	(2) 統括防火管理者の選任、消防計画、消火訓練等(法第8条の2関係)の届出	統括防火管理者の選任等に係る、他の所有者との協議について	有 ☐	無 ☐
	(3) 防火対象物点検及び報告(法第8条の2の2関係)の届出	防火対象物点検及び報告に係る、他の所有者との協議について	有 ☐	無 ☐
	(4) 自衛消防組織の届出等(法第8条の2の5関係)	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物における自衛消防組織に係る他の所有者との協議について	有 ☐	無 ☐
防災管理体制	(1) 防災管理者の選任、消防計画、消火訓練等(法第36条関係)の届出	防災管理者の選任等に係る、他の所有者との協議について	有 ☐	無 ☐
	(2) 統括防災管理者の選任、消防計画、消火訓練等(法第36条関係)の届出	統括防災管理者の選任等に係る、他の所有者との協議について	有 ☐	無 ☐
	(3) 防災管理点検及び報告(法第36条関係)	防災管理点検及び報告に係る、他の所有者との協議について	有 ☐	無 ☐
消防用設備等	消防用設備等の点検及び報告(法第17条の3の3)	消防用設備等の点検及び報告について	有 ☐	無 ☐

改正前 別記4(第4条関係)

消防法令適合(不適合)通知書交付簿

交付 番号	交付 年月日	所 在 地	対象物等名称	申請者氏名
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

改正前
第1号様式(第2条関係)

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

那覇市消防局長 宛
(消防署長)

申請者
住 所
氏 名
連絡先

下記の旅館又はホテルについて、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

1 名 称(旅館又はホテルの名称)

2 所在地(旅館又はホテルの所在地)

3 申請部分の規模(申請部分の階および床面積)

4 申請理由区分

☐ 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可

☐ 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の規定による施設又は設備の変更届出

☐ 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項の規定による登録

☐ 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出

☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条の規定による営業許可

☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出

☐ 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条の規定による営業の許可

☐ 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の規定による営業の許可

☐ 公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)第4条の規定による構造設備の変更の届出

※受付欄	※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、□印にレを記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

1453

改正後

第4号様式(第2条関係)

営業施設用

消 防 法 令 適 合 通 知 書 交 付 申 請 書

年 月 日	
那覇市消防局長 宛 (消 防 署 長)	申請者 住 所 氏 名 連絡先
下記の旅館又はホテルについて、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。	
記	
1 名 称(旅館又はホテルの名称)	
2 所在地(旅館又はホテルの所在地)	
3 申請部分の規模(申請部分の階および床面積)	
4 申請理由区分	
☐ 旅館業法(昭和23年法律第138号)第 3 条の規定による営業の許可 ☐ 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第 4 条の規定による施設又は設備の変更届出 ☐ 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第 3 条又は第 1 8 条第 1 項の規定による登録 ☐ 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第 7 条第 1 項又は第 1 8 条第 2 項において準用する第 7 条第 1 項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出 ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第 3 条の規定による営業許可 ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第 9 条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出 ☐ 興行場法(昭和23年法律第137号)第 2 条の規定による営業の許可 ☐ 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第 2 条の規定による営業の許可 ☐ 公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)第 4 条の規定による構造設備の変更の届出	
※受付欄	※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、□印にレを記入すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

改正前
第2号様式(第2条関係)

消防法令適合通知書交付申請書		年	月	日
那覇市消防局長 宛 (消防署長)				
		申請者 住 所 氏 名 連絡先		
下記の事業所について、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。				
記				
1 名 称(事業所の名称)				
2 所在地(事業所の所在地)				
3 申請理由区分				
☐ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第80条に基づく那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第42号)第8条、那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)第9条及び那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)第73条に規定する施設の登録				
☐ 介護保険法(平成9年法律第123号)第88条第2項に基づく那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第54号)第31条に規定する施設の登録				
☐ その他上記以外のもの				
※受付欄		※経過欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、□印にレを記入すること。
3 ※の欄は、記入しないこと。

改正後

第5号様式(第2条関係)

社会福祉施設用

消 防 法 令 適 合 通 知 書 交 付 申 請 書

年 月 日	
那覇市消防局長 宛 (消 防 署 長)	
申請者 住 所 氏 名 連絡先	
下記の事業所について、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。	
記	
1 名 称(事業所の名称)	
2 所在地(事業所の所在地)	
3 申請理由区分	
☐ 障害者総合支援法に基づく那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づく施設の登録等	
☐ 障害者総合支援法に基づく那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づく施設の登録等	
☐ 児童福祉法に基づく那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づく施設の登録	
☐ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する施設の届出等	
☐ 老人福祉法(昭和38年法律第33号)に規定する施設の届出等	
☐ 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する施設の指定等	
☐ その他上記以外のもの	
※受付欄	※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、□印にレを記入すること。

3 ※の欄は、記入しないこと。

改正前
第3号様式(第2条関係)

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

那覇市消防局長 宛
(消防署長)

申請者
住 所
氏 名
連絡先

下記の届出住宅の部分(当該部分から避難経路に係る部分を含む。)について、消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

1 名 称(届出住宅の名称)

2 所在地(届出住宅の所在地)

3 届出住宅に関する事項等

(1) 面積

届出住宅が存する防火対象物の延面積(㎡)	届出住宅部分の床面積(㎡)	宿泊室(宿泊者の就寝の用に供する室)の床面積の合計(㎡)

(2) その他の事項

☐ 住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在(住宅宿泊事業法第11条第1項第2号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。)とならない。

4 申請理由

☐ 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第 3 条第 1 項の規定による届出

☐ 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第 3 条第 4 項の規定による届出

※受付欄	※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 該当する場合は、□印にレを記入すること。

3 住宅宿泊事業法第3条第1項又は第4項の規定による届出書又は当該届出書に添付を予定している書類を確認する場合や当該書類の写しの提出を求める場合があります。

4 ※印の欄は、記入しないこと。

改正後
第6号様式(第2条関係)

住宅宿泊事業用

消 防 法 令 適 合 通 知 書 交 付 申 請 書

年 月 日

那覇市消防局長 宛
(消 防 署 長)

申請者
住 所
氏 名
連絡先

下記の届出住宅の部分(当該部分から避難経路に係る部分を含む。)について、消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

1 名 称(届出住宅の名称)

2 所在地(届出住宅の所在地)

3 届出住宅に関する事項等

(1) 面積

届出住宅が存する防火対象物の延面積(㎡)	届出住宅部分の床面積(㎡)	宿泊室(宿泊者の就寝の用に供する室)の床面積の合計(㎡)

(2) その他の事項

☐ 住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在(住宅宿泊事業法第11条第1項第2号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。)とならない。

4 申請理由

☐ 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第 3 条第 1 項の規定による届出

☐ 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第 3 条第 4 項の規定による届出

※受付欄	※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 該当する場合は、□印にレを記入すること。
3 住宅宿泊事業法第3条第1項又は第4項の規定による届出書又は当該届出書に添付を予定している書類を確認する場合や当該書類の写しの提出を求める場合があります。
4 ※印の欄は、記入しないこと。

改正前
第4号様式(第4条関係)

消防法令適合通知書

第 _____ 号
年 月 日

様

那覇市消防局長 
(消防署長)

年 月 日付けで交付申請のあった下記の旅館又はホテルについては、消防法令に適合していると認め、通知します。

記

- 1 名 称(防火対象物または申請部分の名称)
- 2 所在地(防火対象物の所在地)
- 3 申請部分の規模(申請部分の階および床面積)
- 4 申請者氏名
- 5 立入検査実施日 年 月 日
- 6 申請理由区分
 - ☐ 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可
 - ☐ 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の規定による施設又は設備の変更届
 - ☐ 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項の規定による登録
 - ☐ 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
 - ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条の規定による営業許可
 - ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出
 - ☐ 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条の規定による営業の許可
 - ☐ 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の規定による営業の許可
 - ☐ 公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)第4条の規定による構造設備の変更の届出
- 7 備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、☐印にレを記入すること。

改正後
第7号様式(第4条関係)

営業施設用

消 防 法 令 適 合 通 知 書

那消○予 第 号
年 月 日

様

那覇市 消防署長

年 月 日付けで交付申請のあった下記の旅館又はホテルについては、消防法令に適合していると認め、通知します。

記

- 1 名 称(防火対象物または申請部分の名称)
- 2 所在地(防火対象物の所在地)
- 3 申請部分の規模(申請部分の階および床面積)
- 4 申請者氏名
- 5 立入検査実施日
- 6 申請理由区分
 - ☐ 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可
 - ☐ 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の規定による施設又は設備の変更届
 - ☐ 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項の規定による登録
 - ☐ 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
 - ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条の規定による営業許可
 - ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出
 - ☐ 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条の規定による営業の許可
 - ☐ 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の規定による営業の許可
 - ☐ 公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)第4条の規定による構造設備の変更の届出
- 7 備考

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、□印にレを記入すること。

改正前

第5号様式(第4条関係)

消防法令適合通知書

		第	号
		年	月 日
様			
那覇市消防局長  (消防署長)			
年 月 日付けで交付申請のあった下記の事業所については、消防法令に適合していると認め、通知します。			
記			
1	名 称(事業所の名称)		
2	所在地(事業所の所在地)		
3	立入検査実施日	年	月 日
4	申請理由区分		
	☐ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第80条に基づく那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第42号)第8条、那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)第9条及び那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)第73条に規定する施設の登録		
	☐ 介護保険法(平成9年法律第123号)第88条第2項に基づく那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第54号)第31条に規定する施設の登録		
	☐ その他上記以外のもの		
5	備考		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、☐印にレを記入すること。

改正後
第8号様式(第4条関係)

社会福祉施設用

消 防 法 令 適 合 通 知 書

那消〇予 第 号
年 月 日

様

那覇市 消防署長

年 月 日付けで交付申請のあった下記の事業所については、消防法令に適合していると認め、通知します。

記

- 1 名 称(事業所の名称)
- 2 所在地(事業所の所在地)
- 3 立入検査実施日
- 4 申請理由区分
 - ☐ 障害者総合支援法に基づく那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づく施設の登録等
 - ☐ 障害者総合支援法に基づく那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づく施設の登録等
 - ☐ 児童福祉法に基づく那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づく施設の登録
 - ☐ 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する施設の指定等
 - ☐ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する施設の届出等
 - ☐ 老人福祉法(昭和38年法律第33号)に規定する施設の届出等
 - ☐ その他上記以外のもの
- 5 備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、□印にレを記入すること。

改正前

第6号様式(第4条関係)

消防法令適合通知書

第 号
年 月 日

様

那覇市消防局長 印
(消防署長)

年 月 日付けで交付申請のあった下記の届出住宅の部分(当該部分からの避難経路に係る部分を含む。)については、消防法令に適合していると認め、通知します。

記

- 1 名 称(届出住宅の名称)
- 2 所在地(届出住宅の所在地)
- 3 申請者の氏名
- 4 立入検査実施日 年 月 日
- 5 申請理由区分
☐ 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の規定による届出
☐ 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第4項の規定による届出
- 6 備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、□印にレを記入すること。

改正後
第9号様式(第4条関係)

住宅宿泊事業用

消 防 法 令 適 合 通 知 書

那消○予 第 号
年 月 日

様

那覇市 消防署長

年 月 日付けで交付申請のあった下記の届出住宅の部分(当該部分からの避難経路に係る部分を含む。)については、消防法令に適合していると認め、通知します。

記

- 1 名 称(届出住宅の名称)
- 2 所在地(届出住宅の所在地)
- 3 申請者の氏名
- 4 立入検査実施日 年 月 日
- 5 申請理由区分
 - ☐ 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の規定による届出
 - ☐ 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第4項の規定による届出
- 6 備考

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、□印にレを記入すること。

改正前

第7号様式（第4条関係）

消防法令不適合通知書

第 号
年 月 日

様

那覇市消防局長 印
(消防署長)

年 月 日付けで交付申請のあった下記の営業施設又は届出住宅の部分(当該部分からの避難経路に係る部分を含む。)については、審査の結果、消防法令に適合していないため通知します。

記

- 1 名 称(防火対象物又は届出住宅の申請部分の名称)
- 2 所在地(防火対象物又は届出住宅の所在地)
- 3 申請部分の規模(申請部分の階及び床面積)
- 4 申請者氏名
- 5 立入検査実施日 年 月 日
- 6 消防法令に適合していない理由

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

改正後

第10号様式（第4条関係）

消 防 法 令 不 適 合 通 知 書

那消○予第 号
年 月 日

様

那覇市 消防署長

年 月 日付けで交付申請のあった下記の営業施設又は届出住宅の部分（当該部分からの避難経路に係る部分を含む。）については、審査の結果、消防法令に適合していないため通知します。

記

- 1 名 称（防火対象物又は届出住宅の申請部分の名称）
- 2 所在地（防火対象物又は届出住宅の所在地）
- 3 申請部分の規模（申請部分の階及び床面積）
- 4 申請者氏名
- 5 立入検査実施日 年 月 日
- 6 消防法令に適合していない理由

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

改正前

第8号様式(第6条関係)

旅館・ホテルの消防法令等適合状況に関する照会書

年 月 日

那覇市消防局長 宛
(消防署長)

住 所(代表者住所)

氏 名(代表者氏名)

下記の旅館又はホテルの消防法令等の適合状況について照会いたします。

記

- 1 名 称(防火対象物又は申請部分の名称)
- 2 所在地(防火対象物の所在地)
- 3 代表者氏名
- 4 申請理由
- 5 備考

※受付欄

※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

改正後

第11号様式（第6条関係）

旅館・ホテルの消防法令等適合状況に関する照会書

年 月 日	
那覇市消防局長 宛 (消 防 署 長)	
住 所(代表者住所) 氏 名(代表者氏名)	
下記の旅館又はホテルの消防法令等の適合状況について照会いたします。	
記	
1 名 称(防火対象物又は申請部分の名称)	
2 所在地(防火対象物の所在地)	
3 代表者氏名	
4 申請理由	
5 備考	
※受付欄	※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

改正前
第9号様式(第6条関係)

旅行関係者からの照会に対する回答書

第 号
年 月 日

様

那霸市消防局長 
(消防署長)

年 月 日付けで照会のあった下記旅館又はホテルの消防法令等の適合状況について、次のとおり回答します。

記

1 名称(防火対象物又は申請部分の名称)

2 所在地(防火対象物の所在地)

3 代表者氏名

4 表示マーク交付状況等

☐ 表示マーク交付済

交付年月日

年 月 日

有效期間

年 月 日

 $\sim$

年 月 日

☐ 表示マーク不交付

(理由)

(届出等の状況)

□ 防火(防災)管理者責任(解任)に係る届出 (□ 届出済 □ 未届出)

☐ 防火(防災)管理に係る消防計画 (☐ 届出済 ☐ 未届出)

・訓練実施日

消火訓練

年 月 日

避難訓練

年 月 日

☐ 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果 (☐ 報告済 ☐ 未報告)

☐ 防火対象物(防災管理)点検結果 ☐ 報告済 ☐ 未報告

☐ その他()

5 備考

- | | |
|----|--|
| 備考 | <p>1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</p> <p>2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。</p> <p>3 表示マークが火災の発生等により一時的に留保されている場合は、「交付済」とし、備考欄にその旨を記載すること。</p> <p>4 届出等の状況における実施日等については、直近の年月日を記載すること。</p> |
|----|--|

改正後
第12号様式(第6条関係)

旅行関係者からの照会に対する回答書

		那消○第		号	
		年		月	
				日	
様					
那覇市 消防署長					
年 月 日付けで照会のあった下記旅館又はホテルの消防法令等の適合状況について、次のとおり回答します。					
記					
1 名 称(防火対象物又は申請部分の名称)					
2 所在地(防火対象物の所在地)					
3 代表者氏名					
4 表示マーク交付状況等					
☐ 表示マーク交付済					
交付年月日		年	月	日	
有効期間		年	月	日	～ 年 月 日
☐ 表示マーク不交付					
(理由：)					
(届出等の状況)					
☐ 防火(防災)管理者責任(解任)に係る届出		☐ 届出済		☐ 未届出)	
☐ 防火(防災)管理に係る消防計画		☐ 届出済		☐ 未届出)	
・ 訓練実施日					
消火訓練		年	月	日	
避難訓練		年	月	日	
☐ 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果		☐ 報告済		☐ 未報告)	
☐ 防火対象物(防災管理)点検結果		☐ 報告済		☐ 未報告)	
☐ その他 ()					
5 備考					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
- 3 表示マークが火災の発生等により一時的に留保されている場合は、「交付済」とし、備考欄にその旨を記載すること。
- 4 届出等の状況における実施日等については、直近の年月日を記載すること。

改正前

第10号様式(第6条関係)

届出住宅の消防法令等適合状況に関する照会書

年 月 日

那覇市消防局長 宛
(消防署長)住 所
氏 名

下記の届出住宅の消防法令等の適合状況について照会いたします。

記

- 1 名 称(届出住宅の申請部分の名称)
- 2 所在地(届出住宅の申請部分の所在地)
- 3 代表者氏名
- 4 申請理由
- 5 備考

※受付欄

※経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

改正後
第13号様式(第6条関係)

届出住宅の消防法令等適合状況に関する照会書

年 月 日	
那覇市消防局長 宛 (消防署長)	
住 所 氏 名	
下記の届出住宅の消防法令等の適合状況について照会いたします。	
記	
1 名 称(届出住宅の申請部分の名称)	
2 所在地(届出住宅の申請部分の所在地)	
3 代表者氏名	
4 申請理由	
5 備考	
※受付欄	※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

改正前

第11号様式(第6条関係)

旅行関係者又は個人からの照会に対する回答書

第 号
年 月 日

様

那覇市消防局長 印
(消防署長)

年 月 日付けで照会のあった届出住宅の消防法令等の適合状況について、次のとおり回答します。

記

- 1 名 称(届出住宅の申請部分の名称)
- 2 所在地(届出住宅の申請部分の所在地)
- 3 代表者氏名
- 4 消防法令適合状況(☐ 適合 ☐ 不適合)
- 5 届出等の状況
☐ 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果 (☐ 報告済 ☐ 未報告)
☐ その他()
- 6 備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ☐印のある欄については、該当の☐印にレを付けること。

改正後

第14号様式(第6条関係)

旅行関係者又は個人からの照会に対する回答書

那消○第 号
年 月 日

様

那覇市 消防署長

年 月 日付で照会のあった届出住宅の消防法令等の適合状況について、次のとおり回答します。

記

- 1 名 称(届出住宅の申請部分の名称)
- 2 所在地(届出住宅の申請部分の所在地)
- 3 代表者氏名
- 4 消防法令適合状況(☐ 適合 ☐ 不適合)
- 5 届出等の状況
☐ 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果 (☐ 報告済 ☐ 未報告)
☐ その他 ()
- 6 備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ☐印のある欄については、該当の☐印にレを付けること。

消防局告示

那覇市消防局告示第 1 号

令和 7 年 1 月 16 日

掲 示 済

消防法第17条の4第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定により、次のように公示する。

那 覇 市 西 消 防 署

署長 金城 竜人

公 示 書

防火対象物の所在地	那覇市泉崎 1 丁目17番16号
防火対象物の名称	プリシード泉崎
命令を受けた者の氏名	島袋 宏一

上記防火対象物は、消防法第17条第1項違反であると認めるので、同法第17条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり命令した。

記

- 1 命令事項
令和7年5月16日までに建物全体に自動火災報知設備を設置すること
- 2 命令年月日
令和7年1月16日

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 32 号

令和 7 年 1 月 7 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 16 条第 3 項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

指定番号	第 533 号
指定工事店名	常設備
営業所所在地	沖縄県沖縄市桃原 2 丁目 4 番 10 号
代表者氏名	川崎 常男
取消日	令和 6 年 12 月 25 日
取消理由	法人なりしたため

那覇市上下水道局告示第 33 号

令和 7 年 1 月 8 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 578 号
指定工事店名	株式会社常設備
営業所所在地	沖縄市桃原 2 丁目 4 番 10 号
代表者氏名	川崎 常男
有効期間	自 令和 7 年 1 月 7 日 至 令和 11 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第 34 号
令 和 7 年 1 月 14 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第16条第3項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定番号	第 192 号
指定工事店名	尚栄化工株式会社
営業所所在地	沖縄県那覇市具志 3 丁目 17 番 1 号
代表者氏名	平良 昭
取消日	令和 7 年 1 月 9 日
取消理由	排水設備の業務を行わないため

那覇市上下水道局告示第 35 号
令 和 7 年 1 月 21 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第3号の規定に基づき、次のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定番号	第 85 号
指定工事店名	尚栄化工株式会社
営業所所在地	那覇市具志三丁目 17 番 1 号
代表者氏名	平良 昭

那覇市上下水道局告示第 36 号
令 和 7 年 1 月 2 2 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定番号	第 141 号
指定工事店名	有限会社森川設備工業
営業所所在地	宜野湾市真志喜一丁目 13 番 1 号
代表者氏名	宮城 順光

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第4号
令和6年12月27日
公 表 済

那覇市教育委員会職員の名札の制式及び貸与に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 宮 里 寿 子

那覇市教育委員会職員の名札の制式及び貸与に関する規程を廃止する訓令

那覇市教育委員会職員の名札の制式及び貸与に関する規程（平成16年那覇市教育委員会教育長訓令第11号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

選挙管理委員会訓令

那覇市選挙管理委員会訓令第1号

令和7年1月6日

公表済

那覇市選挙管理委員会職員の名札及び職員証に関する規程を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会

委員長 前原 常雄

那覇市選挙管理委員会職員の名札及び職員証に関する規程

那覇市選挙管理委員会事務局職員名札の制式及び貸与に関する規程(令和6年選挙管理委員会訓令第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、那覇市選挙管理委員会規程(昭和47年選挙管理委員会告示第33号)第19条の規定によりその例によることとされる那覇市職員服務規程(昭和47年那覇市訓令第16号)第25条の規定に基づき、同規程第2条の3の名札及び同規程第2条の4の職員証に関し必要な事項を定め、併せて委員長及び委員の名札及び職員証について定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「職員」とは、委員長及び委員、選挙管理委員会事務局職員をいう。

(名札)

第3条 職員となった者には、名札を交付する。

2 職員は、名札に損傷があったとき又は名札を紛失したときは、速やかに、名札の再交付を受けなければならない。

(職員証)

第4条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項の会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。)となった者には、職員証を貸与する。

2 職員は、職員証に損傷があったとき又は職員証を紛失したときは、速やかに、職員証損傷・紛失届により届け出て、改めて職員証の貸与を受けなければならない。

3 前項の規定による貸与を受ける職員は、当該貸与に係る費用を負担しなければならない。ただし、委員長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

4 職員証は、職員でなくなったときは、速やかに、これを返還しなければならない。

(様式)

第5条 名札、職員証及び職員証損傷・紛失届の様式は、別に定める。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、令和7年1月6日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 64 号

令 和 7 年 1 月 6 日

掲 示 済

選挙人名簿の閲覧状況について

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの選挙人名簿の抄本の閲覧状況は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 前 原 常 雄

閲覧申出者の氏名（法人の場合名称及び代表者又は管理人の氏名）	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和6年1月16日	地区：具志、田原、山下町、金城、宇安次嶺から約930人	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和6年1月22日	地区：赤嶺、山下町、具志、金城から約1,100人	
湧川 朝渉	宣伝物の郵送	令和6年1月25日	地区：金城、赤嶺から約1,200人	
株式会社サーベイリサーチセンター 広島事務所長 原田 一臣	「令和5年度肝炎検査受検状況実態把握事業」に伴う対象者抽出	令和6年2月19日	古波蔵2丁目に在住の20～85歳の男女計105名	広島市中区立町2-29
喜友名 智子	県政報告会開催に伴う案内状送付のため	令和6年3月29日	那覇市全域（おもろまち、首里石嶺町）	
読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 世論調査部長 杉田 義文	全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象者を抽出（転記）するため	令和6年4月5日	第27投票区全域から、無作為に45人	東京都千代田区大手町1-7-1
喜友名 智子	県政報告会開催に伴う案内状送付のため	令和6年4月17日	那覇市全域（おもろまち、銘苅、首里石嶺町）	
喜友名 智子	県政報告会開催に伴う案内状送付のため	令和6年4月24日	那覇市全域（おもろまち、銘苅、首里石嶺町）	
翁長俊英	議員活動報告ハガキ郵送	令和6年5月1日	那覇市全域	
喜友名 智子	県政報告会開催に伴う案内状送付のため	令和6年5月2日	那覇市全域（おもろまち、銘苅、首里石嶺町）	
多和田栄子	政治活動	令和6年5月7日	石田中学校区、沖縄工業高校区、識名小学校区	
喜友名 智子	県政報告会開催に伴う案内状送付のため	令和6年5月10日	那覇市全域（繁多川、銘苅、首里石嶺町）	

閲覧申出者の氏名(法人の場合名称及び代表者又は管理人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
山田 マドカ	政治活動の報告	令和6年5月13日	繁多川	
平良 識子	政治活動の一環として文書等の郵送のため	令和6年5月14日	繁多川、識名	
多和田栄子	政治活動	令和6年5月15日	繁多川、識名一帯	
平良 識子	政治活動の報告	令和6年5月20日	首里金城町、松川、三原	
喜友名 智子	県政報告会開催に伴う案内状送付のため	令和6年5月22日	那覇市全域（繁多川、銘苅）	
山田 マドカ	政治活動の報告	令和6年5月24日	おもろまち、繁多川	
平良 識子	政治活動の報告	令和6年5月28日	泉崎、おもろまち	
平良 識子	政治活動の報告	令和6年6月3日	久茂地、銘苅	
山田 マドカ	政治活動の報告	令和6年6月5日	旭町、泉崎、銘苅	
西銘啓史郎	政治活動を行うため	令和6年6月6日	那覇市内	
山田 マドカ	政治活動の報告	令和6年6月24日	小禄、若狭	
山田 マドカ	政治活動の報告	令和6年7月1日	小禄、若狭	
朝日新聞東京本社	世論調査の対象となる有権者を選ぶため。政治や選挙などに関する有権者の意識を客観的に測定、分析して報道し、もって公選法第1条に定めるところの民主政治の健全な発展を期する	令和6年7月2日	4 2 投票区の11人、4 3 投票区の11人	東京都中央区築地5-3-2
山田 マドカ	政治活動の報告	令和6年7月4日	繁多川、小禄、若狭	
山田 マドカ	政治活動の報告	令和6年7月8日	小禄	
山田 マドカ	政治活動の報告	令和6年7月11日	小禄、赤嶺	
山田 マドカ	政治活動の報告	令和6年7月29日	赤嶺、宇栄原	

閲覧申出者の氏名(法人の場合名称及び代表者又は管理人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
山田 マドカ	政治活動の報告	令和6年8月6日	赤嶺、宇栄原	
山田 マドカ	政治活動の報告	令和6年8月13日	宇栄原、田原	
山田 マドカ	政治活動の報告	令和6年8月19日	宇栄原、田原	
山田 マドカ	政治活動の報告	令和6年8月26日	宇栄原、田原、宇安次嶺、金城	
山田 マドカ	政治活動の報告	令和6年8月30日	宇栄原	
山田 マドカ	政治活動の報告	令和6年9月2日	宇栄原、金城	
読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 世論調査部長 杉田 義文	全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象者を抽出（転記）するため	令和6年9月4日	第7投票区全域から、無作為に45人	東京都千代田区大手町1-7-1
一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨	日本世論調査会・共同通信社 世論調査の対象者抽出のため	令和6年9月12日	第6, 10, 21, 24, 31, 42 投票区	東京都港区東新橋1-7-1
山田 マドカ	政治活動の報告	令和6年9月17日	宇栄原、金城	
山田 マドカ	政治活動の報告	令和6年9月25日	小禄、赤嶺	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和6年12月4日	那覇市全域の有権者	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和6年12月5日	那覇市全域の有権者	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和6年12月6日	那覇市全域	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和6年12月10日	那覇市全域の有権者	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和6年12月12日	那覇市全域の有権者	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和6年12月13日	那覇市全域	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和6年12月18日	那覇市全域の有権者	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和6年12月19日	那覇市全域の有権者	

閲覧申出者の氏名(法人の場合名称及び代表者又は管理人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和6年12月20日	那覇市全域	